

公立大学法人愛媛県立医療技術大学動物実験実施要領

平成22年4月1日

(目的)

第1 この要領は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学動物実験等規程（以下「規程」という。）に基づき、動物実験等が適正に実施されるよう必要な事項を定める。

(動物実験計画の承認)

第2 動物実験責任者は、規程第8条に定める動物実験計画書を実験開始日の2週間前までに管理者を経て学長に申請し、その承認を得なければならない。

(実験動物の搬入)

第3 動物実験実施者は、動物実験計画が承認された後、他の実験動物に重大な汚染を及ぼさない実験動物を搬入するものとする。

(小動物管理室等の利用)

第4 小動物管理室等への出入りは、動物への感染防止のため規程第2条で定める管理者等及び管理者の承認を得た者に限定し、原則として手指を消毒し、清潔な白衣及び上履等を着用する。

2 小動物管理室等の使用後は、常に清潔に保たなければならない。

(処置)

第5 実験動物の処置は、規程第10条の定めにより行い、フリーザに廃棄処分することとする。

(記録)

第6 動物実験実施者は、実験動物の導入及び処置状況を記録しておかなければならない。

(事故等発生時の措置)

第7 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等及び実験動物の飼育において、事故や汚染が発生した場合には、直ちに学長、管理者及び委員会へ連絡し、その指示により適切な措置を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙（第4関係）

年　月　日

(実験室管理者)

臨床検査学科長　　様

所属名

職　名

氏　名

実験室への出入に係る承認申請について

このことについて、公立大学法人愛媛県立医療技術大学動物実験実施要領第4に基づき、承認を申請します。

記

目的・理由	
頻　度	(例：週2回(△曜日、×曜日、2時間程度))
備　考	(例：複数人が出入する場合は、全員の氏名を記載)